平成 27 年度	- 岐阜工業高等専門学校シラバス				
教科目名		当教員 田中秀和(非	常勤)		
* . *	·	(M, D), 後期 (C)	必修 1 単位(学修)		
学習・教育目標					
技術と技術を け、事例分析 理実行の方法	と 期待される効果: 者倫理に関する基礎知識を身につ 斤、グループ討論等によって、倫 法を理解する。 :心、リスクの概要を理解し、事故	の内容は含まれる。	ストとレポート 100 点 %) で評価する。なお,反 下に示す項目の成績評価~		
る ② 製品安全	故の再発防止に関して議論でき と製造物責任法の概要を理解し、 して議論できる	②15%, ③15%, ④25 ること。	%,⑤25%とし,総合点の の概要を理解し,事故の責	の6割以上に達してい	
③ 知的財産 議論でき	権の概要を理解し、それに関してる	② 製品安全と製造物責こと	任法の概要を理解し, それ		
体的な問 ⑤ 組織と倫 いて理解	の概要を理解し、それに関する具題について議論できる 理綱領、技術者の社会的責任につ し、それに関する具体的な問題に	④ 情報倫理の概要 (情 個人情報の取扱いほ いて議論できる	理解し、それに関して議報と情報ネットワーク社会か)を理解し、それに関す	会、情報の発信・受信、 ける具体的な問題につ	
ついて議	論できる		術者の社会的責任につい ^っ いて議論できること	て理解し,それに関す	
は事例研究(グループ討論のため、80人教室を希望)に多くの時間を割く。各事例について、教員の説明の後に少人数のグループ内で討論を行い、それを資料としてまとめ、発表して全体で討論を行う。グループ討論への積極的な参加が求められる。授業ごとに小テストあるいは課題レポートを課す。 教室外学修においては、事例研究やレポート作成時には綿密な調査を行う。また、グループ内討論の概要、自身の討論における発言内容、討論終了後の考察をレポートにまとめる。 教科書および参考書:教科書:「技術者の倫理 入門 (第4版)」(杉本泰治・高城重厚、丸善)、適宜プリント配布。参考書:「技術者倫理事例集」(電気学会、オーム社)、「土木技術者倫理問題一考え方と事例解説 I、II」(土木学会)、「技術士の倫理(改訂新版)」(日本技術士会)、「技術者倫理日本の事例と考察」(日本技術士会、丸善)、「技術者倫理」(杉本泰治・田中秀和・橋本義平、丸善)等					
授業の概要			教室外学修	AL のレベル	
	- ・・- 支術者倫理とは、倫理と技術者倫B	理との違い			
第 2回:技術者と組織、利益の相反、ミニグループ討論		レポート作成	В		
第 3回:安全と安心、リスク、事故の責任					
第 4回:事故調査と再発防止			レポート作成		
第 5回:製品安全と製造物責任法					
第 6回:知的財産権(知的財産と知的財産権)					
第 7回:知的財産権(著作物と著作権)			レポート作成		
第 8回:内部告発と警笛鳴らし					
第 9回:事例研究1、事例研究の進め方、倫理実行の方法、討論			調査、グループ討論	A	
第10回:事例研究1:プレゼンテーション、全体討論			調査、レポート作成	A	
第11回:	青報とネットワーク社会、情報の	発信と受信と個人の責任			
*** · · · · · · · · ·		1			

期末試験

調査、グループ討論

調査、レポート作成

第16回:フォローアップ (期末試験の解答の解説など)

第12回:個人情報の取扱いとプライバシーの保護

第13回:事例研究2:個人情報の取扱い、グループ討論

第15回:組織と倫理綱領、科学者・研究者の倫理、まとめ

第14回:事例研究2:プレゼンテーション、全体討論

評価 (ルーブリック)

達成度	理想的な到達	標準的な到達	未到達			
評価項目	レベルの目安	レベルの目安	レベルの目安			
	(優)	(良)	(不可)			
1)	安全と安心、リスクの概要を	安全と安心、リスクの概要を(6	安全と安心、リスクを理解してい			
	(8割以上)理解し,事故の責	割以上)理解し、事故の責任や再	ない,また事故の責任や再発防止			
	任や事故の再発防止に関して	発防止に関して 1 つの立場から議	に関して議論できない			
	複数の立場から議論できる	論できる				
2	製品安全と製造物責任法の概	製品安全と製造物責任法の概要を	製品安全と製造物責任法を理解し			
	要を(8割以上)理解し、それ	(6割以上)理解し,それに関して	ていない,またそれに関して議論			
	に関して複数の立場から議論	1つの立場から議論できる	できない			
	できる					
3	知的財産権の概要を(8割以上)	知的財産権の概要を (6割以上) 理	知的財産権を理解していない、ま			
	理解し、それに関して議論で	解し、それに関しておおまかに議	たそれに関して議論できない			
	きる	論できる				
	Ide to the organization (a deliver t	Ide to the area for set a feet and the set	Life Life (A age) Life age) and A age (Age)			
4	情報倫理の概要を(8割以上)	情報倫理の概要を(6割以上)理解	情報倫理の概要を理解していない、			
	理解し、それに関する具体的な	し、それに関する具体的な問題に	またそれに関して議論できない			
	問題について、多くの立場に立	ついて1つの立場から議論できる				
	って議論できる					
(5)	組織と倫理綱領、技術者の社	組織と倫理綱領、技術者の社会的	組織と倫理綱領、技術者の社会的			
	会的責任についての概要を(8	責任についての概要を(6割以上)	責任について理解していない、また			
	割以上)理解し、それに関する	理解し、それに関する具体的な問	それに関して議論できない			
	具体的な問題について多くの	題について 1 つの立場から議論で				
	立場から議論できる	きる				